小松島市葬斎場
火葬炉整備・保守管理・火葬事業者
選定プロポーザル
要 求 水 準 書

平成 26 年 11 月

小松島市

－目　次－

第一　要求水準書定義 1

第二　総則 1

１．事業に適用される法令等 1
２．災害発生時の対応 2
３．実施設計にともなう条件変更 2
４．保険等の付保 2
５．本要求水準書に記載のない事項 2

第三　火葬炉整備業務要求水準 3

１．火葬炉設備要件 3
２．材料及び機器 7
３．施工 9
４．許認可申請 9
５．その他これらを実施する上で必要な関連業務 9

第四　火葬炉保守管理業務要求水準 10

１．火葬炉保守管理業務（経常修繕業務、大規模修繕業務を含む） 10
２．保守管理業務の前提 11
３．その他これらを実施する上で必要な関連業務 12

第五　火葬業務要求水準 13

１．総則 13
２．火葬業務 13
３．その他これらを実施する上で必要な関連業務 14

■火葬炉設備工事区分表 15

第一　要求水準書定義

本要求水準書は、公募型プロポーザル方式による小松島市葬斎場建設事業に係る火葬炉整備・維持管理運営業務における業務の最低限の業務水準を示すものであり、小松島市葬斎場火葬炉整備・保守管理・火葬事業者選定プロポーザル実施要領（以下「実施要領」とする。）と一体のもので、別添資料として公表するものである。

第二　総則

１．事業に適用される法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令及び条例等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。

(１)　法令等

① 環境基本法（第 16 条）
② 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
③ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
④ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
⑤ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
⑥ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
⑦ ダイオキシン類対策特別措置法
⑧ 水質汚濁防止法
⑨ 瀬戸内海環境保全特別措置法
⑩ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
⑪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
⑫ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
⑬ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
⑭ 振動規制法（昭和 51 法律第 64 号）
⑮ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
⑯ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
⑰ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
⑱ 上記の他、関係する法令等

(２)　県・市条例等

① 小松島市墓地・埋葬等に関する法律施行条例
② 小松島市墓地・埋葬等に関する条例施行細則
③ 徳島県生活環境保全条例
④ 小松島市の公害防止に関する条例
⑤ 上記の他、関係する県・市条例等

(3)　その他、本事業等に関係する法令等（施行令、条例、規則等を含む。）

①火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針(平成 12 年 3 月厚生省生活衛生局通達)

②火葬場における有害化学物質の排出抑制対策（平成 22 年 7 月厚生労働省通知）

２．災害発生時の対応

大規模災害が発生した場合であって、市が必要であると判断したときには、事業者は業務実施時間の延長をし、対象地域内災害支援及び広域災害支援を行うこと。

３．実施設計にともなう条件変更

本プロポーザルの条件として提示した基本設計図書等について、市側の事情、理由により実施設計に変更が生じ、当該変更が本業務内容や契約価格に大きな影響があると認められるときは、市は、事業者と協議の上、業務内容及び契約の変更を行うことが出来るものとする。

４．保険等の付保

本事業を実施するにあたっては、事業者において、事業期間中にわたって、実施する業務から生じる様々なリスクを担保するために必要な各種保険等の付保を行うものとし、付保の状況については、業務開始時及び各年度の始めに遅滞なく市へ報告を行うこと。なお、施設の火災保険については、市において共済に加入する予定であるため、事業者においては、付保を要さないものとする。

５．本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守したうえで、事業者の提案とする。

第三　火葬炉整備業務要求水準

１．火葬炉設備要件

（１）火葬炉設備

①　火葬炉設置基数

人体炉３基とし、すべて大型炉とする。なお、動物炉は設置しないものとする。

②　設計上の留意すべき事項

・　本工事と別途工事との区分については、後記「火葬炉設備工事区分表」による。

・　事業者は、市及び建築設計者と十分に協議し、実施設計を行う。設計に先立ち、別途工事との調整を優先し、要求に応じて設備配置等の資料・図面を作成するなど迅速に対応し、設計期間の短縮に協力すること。

・　諸設備は、高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有すること。

・　省力化及び省エネルギー化に配慮した設備であること。

・　ダイオキシン類、ばい煙、臭気、騒音等の公害発生防止に留意し、いかなる場合も無煙･無臭化を目指すこと。

・　周辺への景観に配慮するため排気塔高さ､建物高さを出来るだけ低く抑える配慮をすること。また建築建屋のコンパクト化を図るため、出来るだけ火葬炉設備スペースもコンパクト化を図ること。

・　低振動･低騒音型の機器を採用すると共に､騒音､振動を発生する機器類は､防音、防振対策を講じること。

・　作業環境及び労働安全・衛生に留意すること。

・　会葬者の火傷防止等安全には十分配慮すること。

・　火葬に係る作業全般において､極力自動化を図りコストの低減を目指すものとする。

・　将来の火葬炉設備のオーバーホール、更新等を考慮すること。

・　葬斎場施設は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」における「構造体：Ⅱ類」「建築非構造部材：Ｂ類」「建築設備：乙類」に適合する耐震性能を確保するため、炉設備はこれに準拠し、大地震動後も大きな補修をすることなく設備を使用できるよう耐震性能を確保する。

③　安全対策

・　日常運転における危険防止及び誤操作による事故防止のため､各種インターロック機能を設け、非常時には各装置が全て安全側へ作動する危険回避機能を具備すること。

・　自動化した部位については、全て手動操作が可能なように設計すること。

・　職員の安全、事故防止に十分配慮すること。

・　職員の火傷防止のため､表面温度が 50℃以上となる部分には断熱工事を行うこと。

・　設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手すり、架台等を作業効率、安全性に十分に配慮し、適切な場所に設けること。

④　火葬重量

本件施設には大型炉を設置するものとし、それらの火葬重量は次のとおりとする。（燃焼計算書の基本要件では、遺体重量を 75kg とする。）

遺体重量等	棺重量	副葬品
60～120 kg	25 kg	5 kg

⑤ 最大棺寸法

長さ	幅	高さ
2,300 mm	700mm	650mm

⑥ 主要な項目

項目	内容
火葬時間	主燃バーナ着火から主燃バーナ消火まで通常 65 分とする。（ただし、遺体重量 80 キログラム以上はその限りでない。）
冷却時間	炉内及び前室での強制冷却により、火葬終了後、15 分程度で拾骨が可能な温度になるものとする。
運転回数	原則 2 回/炉・日とする。（特異な集中日を除く）
使用燃料	白灯油とする。
炉床方式	台車式
排ガス冷却方式	均一、急速に降温できる方式とする。
排ガス処理設備	バグフィルターの設置は想定しないものとする。
排気方式	１炉１排気系列の強制排気方式とする。
残骨灰、飛灰処理方式	残灰庫へ真空輸送方式とする。
告別及び拾骨方法	一室化した炉前で告別及び拾骨の儀式を行う。

⑦ 燃焼監視・制御

各火葬炉について、焼却と冷却、排ガス冷却及び排ガス処理等の運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等で一括して行うものとする。また、主要項目のデータについては記録し、市へ提出するものとする。

⑧ 異常・非常時の運転

・ 炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合には適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとする。

・ 災害時等の停電時には、自動で発電設備からの電力供給を受けるシステムとする。

（２）公害防止基準

① 排ガス基準

排ガス基準は、次表のとおりであり、一工程の平均値とする。排気筒出口濃度を示す。

項目	規制値
ばいじん量	0.03g /Nm3 以下
硫黄酸化物	30ppm 以下
窒素酸化物	100ppm 以下（酸素濃度18%換算値）
塩化水素	50ppm 以下
ダイオキシン類	1 ng－TEQ /Nm3以下（酸素濃度12%換算値）

② 臭気基準

次の基準値以下とする。

・ 臭気指数 注）（各排気筒出口） 1000 以下

（火葬場の敷地境界） 10 以下

注）臭気指数とは、平成７年環境庁告示第６３号「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」により、あらかじめ嗅覚が正常であることの検査に合格した被検者が臭気を感じなくなるまで試料を無臭空気で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）を求め、その常用対数値に１０を乗じた数値をいう。

・ 特定悪臭物質濃度（各排気筒出口）

悪臭防止法に基づく規制地域における規制基準（市告示 第 23 号 平成 24 年 3 月 21 日）を準用したもの。

特定悪臭物質濃度（各排気筒出口）

項目	規制値	
アンモニア	1.5	ｐｐｍ以下
メチルメルカプタン	0.003	
硫化水素	0.05	
硫化メチル	0.03	
二硫化メチル	0.009	
トリメチルアミン	0.005	
アセトアルデヒド	0.05	
プロピオンアルデヒド 注)	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド 注)	0.009	

イソブチルアルデヒド　　注)	0.02	
ノルマルバレルアルデヒド　　注)	0.009	
イソバレルアルデヒド　　注)	0.003	
イソブタノール　　注)	0.9	
酢酸エチル　　注)	3	
メチルイソブチルケトン　　注)	1	
トルエン　　注)	10	ｐｐｍ以下
スチレン	0.4	
キシレン　　注)	1	
プロピオン酸	0.03	
ノルマル酪酸	0.001	
ノルマル吉草酸	0.0009	
イソ吉草酸	0.001	

注)悪臭防止法による敷地境界線における規制基準値を排気筒出口における値と定めたもの。

③　騒音基準

運転時に次の基準値以下とする。

項目	規制値	
作業室内	1 炉稼働時	70 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ
	全炉稼働時	80 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ
告別室	全炉稼動時	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ

④　その他

・　排ガス基準値は、排気筒出口濃度を示す。

・　ダイオキシン類の中にコプラナーPCB を含む（WHO-TEF（1998）適用)。また、その測定方法は、「火葬場からのダイオキシン類排出抑制対策の検討（平成 10 年度厚生科学研究)」で採用された、1 個体全てから発生されるダイオキシン類総量を測定する方法による。

・　排ガス中に含まれる有害物質（6 価クロム、水銀）対策は、基本的には、将来、国の方針に対応が可能な配慮をする。水銀対策についても、同じく将来対応への配慮をする。

・　本項に特に指定しないものについては、関係法令・関係条例によるものとする。

２．材料及び機器

（１）基本事項

使用する材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて、日本工業規格（JIS)、電気学会電気規格調査標準規格（JEC)、日本電気工業会標準規格（JEM）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならないほか、次の項目にも適合するものとする。

・高温部に使用される材料及び機器類は、事業者の判断により選定する。
・腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れていること。
・摩耗の恐れのある環境で使用する材料は、耐摩耗性に優れていること。
・屋外で使用されるものは、塩害を含む耐候性に優れていること。

なお、使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ選定するとともに、できる限り汎用品を使用するよう努めるものとする。

（２）機材メーカーの選定基準

本設備に使用する材料及び機器類は、事業者の判断により選定する。

（３）排ガス等検査

① 排ガス等検査

事業者は、竣工時及びその後は、毎年１回、原則市の立会いのもと排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告するものとする。なお、排ガス等の検査は、市が指定する検査機関に委託するものとする。

② 排ガス等の検査条件

- 大気汚染に関わる測定は、竣工時は全炉について行い、その後は毎年１回、市が指定する１炉について行うものとする。
- 騒音、振動に関わる測定は、竣工時の全炉運転（空運転）時に行い、その後は検査項目から除外する。
- 排ガス等検査は、公害防止基準に掲げた項目について実施する。なお、事業者は検査方法等を明記した検査要領書を作成し、市の承諾を得なければならない。
- 排ガス等の検査の実施時期は、市と協議して決定するものとする。
- 検査項目ごとの測定方法、分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。
- 排ガス等検査の結果､大気汚染に関わる公害防止基準のうち１項目でも基準値を満足しない系列がある場合は、その原因を速やかに市に報告して事業者の責任において改善を行い、改めて当該系列の再検査を行うものとする。
- なお、上記検査以外に、残骨灰及び飛灰についてダイオキシン類の検査を毎年 1

回実施し、適正な処理・破棄するものとする。

（４）保証事項

① 責任施工

事業者は、本要求水準書等に明示されていないものであっても、性能を発揮するために必要な設備等は事業者の負担で整備しなくてはならない。

② 機器の保証

・ 事業期間中は、すべての機器の性能・能力を保証するものとする。

・ 事業期間中に生じた設計･施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修・改造または交換しなければならない。

・

③ 性能の保証

火葬炉については、本要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準を遵守する。この場合、市が提示した火葬重量と異なっていても、火葬時間を除き、この性能は保証されるものとする。

（５）機械設備工事仕様

提案による。

（６）電気・計装設備工事仕様

提案による。

（７）その他の用具等の仕様

提案による。

（８）提出すべき書類等

以下の各書類を市が指示する時期に提出すること。

・ 各種技術資料
・ 全体配置図（1 階及び 2 階）
・ 主要設備平面図，断面図，立体図
・ 主要機器の組立図
・ 計装系統図
・ 電気設備図
・ 築炉構造図
・ その他指示する図面等

３．施工

（１）基本事項

① 安全管理

事業者は、工事中の危険防止対策を十分に講じるとともに、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害が発生しないように努めること。

② 事前協議

施工にあたっては、事業者は市と十分な協議を行うとともに、施設本体建築関連工事業者とも十分な事前協議を行い、施工上のトラブルが発生しないよう努めなければならない。

工事車両搬入路等については、近隣の農作業に支障を及ぼすことのないように配慮して決めることとし、地元土地改良区との事前協議を行うこと。

③ 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努めること。万一損傷等が発生した場合は、事業者の責任及び負担により速やかに復旧すること。

④ 発生材の処理

工事に際して生じる発生材は、関係法令等に従い、適正に処理すること。

４．許認可申請

工事内容により関係官庁への許可申請、報告、届出等の必要がある場合には、本業務に含むものとする。

５．その他これらを実施する上で必要な関連業務

・ 上記の他、業務を実施する上で必要となる関連業務を実施すること。

（１）業務期間

・ 事業契約の締結日から火葬炉の整備工事を完了し、市に平成 29 年 2 月末までに設備を引き渡すこととする。

第四　火葬炉保守管理業務要求水準

１．火葬炉保守管理業務（経常修繕業務、大規模修繕業務を含む）

（１）基本的要件

- 本施設の運営に関する協議・会議を、市及び施設の維持管理運営を行う事業者と定期的（最低月１回）及び必要に応じて行うこと。
- 事業期間中において、火葬炉に係る全ての保守管理及び修繕業務を適切に行い、出来るだけ設備の長寿命化を図り、保守管理コストの低減に努めるものとする。
- 事業期間中においては、点検期間を除き、常に火葬炉が正常な状態で作動するように保守管理するものとし、万一修繕の必要が発生した場合は、迅速に修繕を実施し、火葬実施に支障が無い状態とすること。
- 毎事業年度の開始前に、次の事項を含む火葬炉設備維持管理業務年間計画書等を作成し、実施すること。

・定期点検
・排ガス測定業務
・経常修繕業務
・大規模修繕業務

- 事業期間終了時においても、設備を本要求水準書に示された良好な状態に保持していること（ただし、経年劣化を除く）が必要であり、直後に極端な修繕費の発生がないよう、適切な修繕計画を策定すること。
- 事業者の行う点検・報告については、定期点検、測定及び整備業務の結果を少なくとも年２回、市に報告すること。
- 経常修繕については、迅速に調査・診断を行い、事業者の負担において修繕等を実施すること。
- 大規模修繕については、前年度の９月末日までに、翌年度に必要となる大規模修繕の内容、金額を記載した予定表を市に提出し実施に向けた協議を行う。
- なお、事業終了から５年以内に大規模修繕の必要性が発生した場合には、市の発注により事業者が大規模修繕を実施することがある。この場合、提案に基づき、市と協議を要する。

（２）設備管理記録の作成及び保管

- 設備の運転・点検整備等の記録については提案とするが、以下のものを作成することを想定している。
- 運転日誌（火葬炉運転日誌、性別・年齢別火葬件数、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品・消耗品の使用状況等を記録する。）
- 点検記録（燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、

電気計装設備、運転・支援システム、附帯設備（燃料供給設備を除く）の点検表）

- 整備・事故記録（定期点検整備、補修、事故、故障の記録）
- 運転日誌及び点検記録は 3 年以上、整備・事故記録等は、事業期間中保管すること。

（3）異常発見時の報告

事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。

（4）業務期間

- 施設供用開始から平成 49 年 3 月末日までとする。

2．保守管理業務の前提

（1）想定火葬件数等

保守管理業務の前提となる事業期間内の想定火葬件数は、下表の通り。件数は、あくまで想定であり、実態と顕著な差が生じた場合は、別途協議によって業務仕様等の変更を行う。

また将来の社会状況から、近隣市町村との相互利用等の要望が発生した場合は、市と協議の上、対応する必要がある。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
想定火葬件数	647	652	657	663	665	667	669	671	674	675
年度	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
想定火葬件数	676	677	678	678	679	679	679	679	679	679

（2）想定タイムスケジュール

保守管理業務の前提となる火葬のタイムスケジュールは、市民サービスの向上に向けて、要望の高い時間帯に出来るだけ予約可能とすることを目標とする。以下の模式図を想定するが、実施設計に備えて協議を要する。また、集中日や災害時等は、実態に応じて柔軟な火葬スケジュールを策定、実施するものとする。

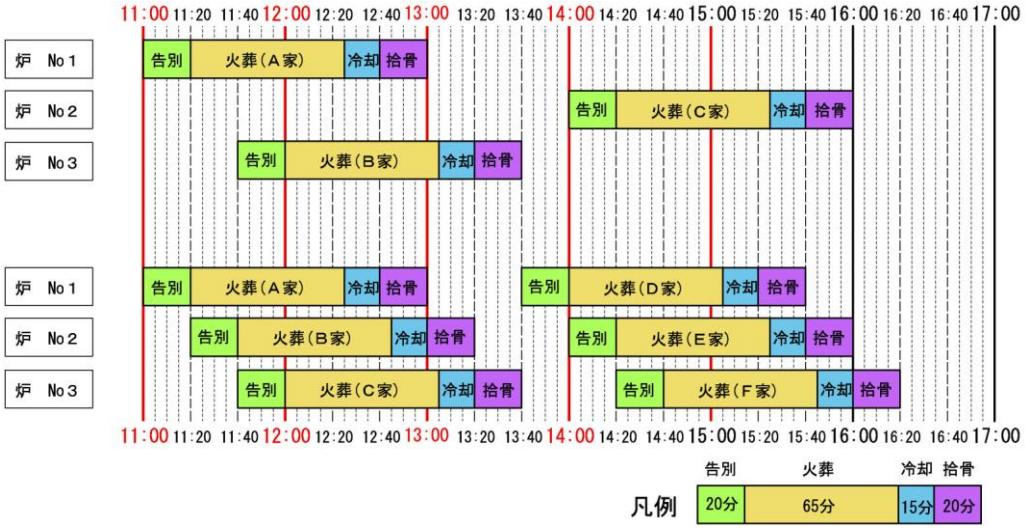

（３）営業日及び休業日

・ 休業日は、１月１日及び友引日とする。

・ 定期点検等による休業を設定する場合は、事前に市と調整を行うこと。

・ 火葬場の営業時間は午前８時 30 分～午後５時 15 分までを基本とする。

３．その他これらを実施する上で必要な関連業務

・ 上記の他、業務を実施する上で必要となる関連業務を実施すること。

・ 大規模災害に被災した場合などにおいては、早期の復旧に努めること。

第五　火葬業務要求水準

１．総則

（１）基本的要件

・ 本施設の運営に関する協議・会議を、市及び施設の維持管理運営を行う事業者と定期的（最低月１回）及び必要に応じて行うこと。

・ 事業者は、本施設供用開始前に以下に示す火葬業務に関する業務計画書を作成し、市に提出するとともに、事業期間中には業務日報及び業務報告書（月報）を作成し、市の要求に応じてこれを提出すること。

・運転・監視業務
・日常点検業務
・巡視業務
・残灰等処理貯蔵業務
・炉室、残灰処理室、操作室、休憩室、炉機械室等の清掃業務

・ 施設開設前に、市及び運営事業者と十分な協議を行い、具体的な作業内容・分担範囲等の確認及び調整を行うこと。

・ 事業者の行う点検・報告については、巡視業務の結果を毎月１回、運転及び監視業務の結果を３ヶ月に１回、市に報告すること。

・ 業務の実施にあたっては、利用者に対して、不愉快な印象を与えないように従業員教育に留意すること

・ 業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とし、可能な限り市内業者から購入すること。必要な品目や予備品の数量については、事業者の提案とする。

・ 作業員は、職務に相応しい服装を着用すること。

・ 業務の実施に必要な燃料、電気、水道等は、計画的に節約すること。

（２）業務期間

・ 施設供用開始から平成 49 年３月末日までとする。

（３）想定火葬件数等

・想定火葬件数、想定タイムスケジュール、施設の運営時間等は、前記の通り。

２．火葬業務

（１）火葬業務

・ 事業者は、火葬炉の取扱説明書、事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルにしたがって火葬を行うこと。

・ 事業者は、火葬炉を日常的に点検し、不具合の兆候を把握した場合は、遅滞なく火葬

炉保守管理責任者に連絡を行うこと。

- 事業者は、適切な焼骨の状態になるまで、火葬を行うこと。適切な焼骨の状態とは、遺体や副葬品の状態に合わせ、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れるようにすることを示す。なお、副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく出炉する。
- 所要時間は台車移動等も含め、告別 20 分、火葬 65 分、冷却 15 分程度であるが、火葬炉の状態や職員の配置などに配慮して適切な時間配分とすること。
- 故障に備えて、適切な対応に向けた十分な知識を養い、万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合には、安全を最優先したうえで火葬の続行・完了に最大限の努力をしなければならない。また原因追跡を行い、対応も含めて検証すること。
- 火葬炉の運転に当たっては、環境保全に配慮し、排ガス中の有害物質に関して、関連法規を遵守した上で、さらに一層の削減に努力すること。
- 火葬業務は会葬者の目には触れないと考えられるが、事業者は、遺族の気持ちや遺体の尊厳に配慮しながら業務を実施する。
- 燃料消費量については、提案した保証燃費を確保し、実際の消費量を確認して、記録のうえ、市に報告する。
- 燃料（灯油）の購入は、市で行うので、事前に燃料補給のタイミングについて市と協議の上、市へ補給の連絡を行うこと。

３．その他これらを実施する上で必要な関連業務

- 上記の他、業務を実施する上で必要となる関連業務を実施すること。

■火葬炉設備工事区分表

工事種別	工事項目	本工事	別途工事	備考
全般	○運搬・据付工事	○		建屋周囲搬入路確保や養生、外部足場の解体、復旧等の費用は、施設本体工事事業者と協議による。
	○工事に伴う電気、水道、燃料等の使用料金	○		引渡し迄の電気、水道、燃料等の必要な使用料金は、事業者の負担とする。
建築	①炉設備据付基礎		○	防振対策は本工事に含む。
	②壁及び床開口部・スリーブ		○	主に炉室及び炉機械室。
	③排気筒屋上床開口・雨仕舞		○	
	④搬入用床及び天井吊フック		○	主に炉室床及び天井、炉機械室天井。
	⑤搬入用クレーンＩビーム		○	主に炉機械室天井。
	⑥炉前化粧扉		○	開閉駆動装置等は別途工事に含む。
機械設備	⑦ストレージタンク（地下タンク）設置		○	
	⑧オイル給油ポンプ（ストレージタンク→オイルサービスタンク）	○		接続配管を含む。
	⑨オイルサービスタンク（屋内設置型）	○		接続配管を含む。
	⑩ポンプ室の防油堤、ポンプ据付基礎		○	
	⑪炉室、炉機械室等の換気設備		○	
電気設備	⑫火葬炉設備用動力制御盤	○		
	⑬非常用発電機設備		○	
	⑭排気筒監視モニター設備	○		施設内監視モニター設備は別途工事とする。
その他	⑮遺体冷蔵庫	○		2人用
	⑯告別・拾骨用祭壇		○	
	⑰告別・拾骨儀式用備品	○		
	⑱保守点検工具	○		

・